

# おくやみハンドブック

～今後のさまざまな手続きのご案内～

— 舞鶴市 —

2026年度版



## おくやみコーナーのご案内

チェックリスト

お亡くなりになった後の市役所での手続きをお手伝いします。

※おくやみコーナーは予約制です。

※各窓口で直接お手続きしていただくこともできます。

※おくやみコーナーでお手続きできない場合は、各窓口をご案内する場合があります。

※亡くなられた方の戸籍謄本の反映には日数が必要となります。

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

### ●予約先電話番号

☎ 0773-66-1002 (市民課戸籍係)

☎ 0773-77-2251 (西支所)

### ●予約受付時間

9:00～16:00 (土日祝日、年末年始を除く)

### ●予約日

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## おくやみコーナーについて

### ●予約時間

9:00、10:00、11:00、13:00、14:00、15:00

### ●予約できる日

お電話いただいた日より3開庁日以降

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	(翌週) 月曜日	火曜日	水曜日	
お電話			予約 可能日	⇒				
	お電話			予約 可能日	⇒			
		お電話			予約 可能日	⇒		
			お電話			予約 可能日	⇒	
				お電話			予約 可能日	⇒

## 持参していただくもの ※追加でご持参をお願いする場合があります。

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

### 亡くなられた方のもの

(「亡くなられた方のもの」が見つからない場合や紛失された場合はご相談ください。)

#### 基礎年金番号が記載されているもの

(年金証書、年金手帳、年金機構からのお知らせハガキなど)

#### 介護保険被保険者証

#### 国民健康保険資格確認書又は後期高齢者資格確認書

- 世帯主が死亡された場合で、同じ世帯に国民健康保険の加入者がおられる場合は、世帯全員の国民健康保険資格確認書をお持ちください。
- 葬祭を行ったことを確認できるもの(例:会葬礼状、葬儀費用の領収書の写しなど)

#### 各種福祉医療費受給者証(子育て、老人、障害、ひとり親)

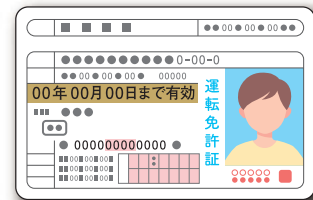
#### 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)

### ご遺族のもの

#### 認印

#### 来庁される方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

#### 預金通帳(相続人代表、喪主、未支給年金請求者)



# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	☑	手続きが必要な人	主な手続き	参照ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	世帯主である	● 世帯主の変更(変更届)	P.5
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録している	● 印鑑登録証(カード)の返納	
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードをお持ちの方	—	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している	<b>国民健康保険の手続き</b> ● 各種証の返納 ● 葬祭費の支給申請 ● 高額療養費等の申請および振込口座の変更 ● 世帯主変更の届出 (故人が世帯主で、同世帯に国民健康保険被保険者がいる場合のみ)	P.6
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入している	<b>後期高齢者医療保険の手続き</b> ● 各種証の返納 ● 葬祭費の支給申請 ● 高額療養費等の振込口座の変更	P.7
	<input type="checkbox"/>	子育て支援医療の受給者である	<b>子育て支援医療の手続き</b> ● 受給者証の返却	P.8
	<input type="checkbox"/>	福祉医療制度(老人・障害・ひとり親)の受給者である	<b>福祉医療制度(老人・障害・ひとり親)の手続き</b> ● 各種受給者証の返却	
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けている40~64歳	<b>介護保険の手続き</b> ● 各種証の返納	
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金のみに加入中 または国民年金のみを受給していた	● 死亡一時金・未支給年金・その他手続きに必要な書類の案内	P.9
税金	<input type="checkbox"/>	市府民税・軽自動車税を納めている	● 相続人代表者の指定	P.10
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している	● 廃車の手続き ● 名義変更手続き	
	<input type="checkbox"/>	固定資産税を納めている	● 相続人代表者の指定	
	<input type="checkbox"/>	市税(市府民税・固定資産税・軽自動車税)を「口座振替」で納めている	<b>口座振替の変更手続き</b>	P.11
障害福祉	<input type="checkbox"/>	次のいずれかを所持している 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)	● 各種障害者手帳および受給者証の返還	P.12

区分	☑	手続きが必要な人	主な手続き	参照ページ
いじめも	☐	児童手当の支給対象児童または受給者である	<b>故人が支給対象児童の場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受給事由消滅届の提出</li> <li>● 額改定届の提出</li> </ul> <b>故人が児童手当受給者の場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 未支払児童手当受給者の場合</li> <li>● 認定請求書の提出</li> </ul>	P.13
	☐	児童扶養手当の支給対象児童または受給資格者である	<b>故人が支給対象児童の場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資格喪失届の提出</li> <li>● 額改定届の提出</li> </ul> <b>故人が受給資格者の場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受給資格者死亡届・未支払手当請求書の提出</li> </ul>	P.14
	☐	特別児童扶養手当の支給対象児童または受給資格者である	<b>故人が支給対象児童の場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資格喪失届の提出</li> <li>● 額改定届の提出</li> </ul> <b>故人が受給資格者の場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受給資格者死亡届・未支払手当請求書の提出</li> <li>● 認定請求書の提出</li> </ul>	P.15
	☐	保育所、認定こども園、幼稚園を利用している	<b>故人が保護者の場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者の変更</li> <li>● 世帯構成員の変更</li> <li>● 世帯状況申告書の提出</li> </ul> <b>故人が園児の場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認定の解除</li> </ul>	
上下水道		上下水道の使用者である	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上下水道の中止届</li> <li>● 上下水道の使用者の名義変更</li> <li>● 今後の上下水道料金の支払いに関する手続き</li> </ul>	P.16
市営住宅		市営住宅に入居している	<b>故人が契約者で同居の方が新たに契約者となる時</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市営住宅等入居承認申請書の提出</li> </ul> <b>住宅を退去される時</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市営住宅等返還届の提出</li> </ul> <b>契約者と同居していた時</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市営住宅等に係る異動事項届の提出</li> </ul>	
森林		森林を相続された方	—	P.17
農地		農地を相続された方	—	



## 市役所での手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



住民登録

### 世帯主である

故人が世帯主であった場合、同一世帯に故人の他に15歳以上の世帯員が2人以上いるときは世帯主変更の手続きをしてください。

手続き・持ち物

#### ● 世帯主の変更（変更届）

届出人の本人確認書類

※届出人が故人と別世帯の場合は委任状が必要になります。

受付窓口

市民課（本館 1 階）

☎ 0773-66-1001

西支所

期限

亡くなった日から 14 日以内



住民登録

### 印鑑登録している

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑の登録は廃止になります。

印鑑登録証（カード）を返納してください。

※各自で処分していただいても結構です。

手続き・持ち物

#### ● 印鑑登録証（カード）の返納

故人の印鑑登録カード

受付窓口

市民課（本館 1 階）

☎ 0773-66-1001

西支所

期限

速やかに



住民登録

### マイナンバーカードをお持ちの方

所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。

この場合返納は義務ではありません。

相続などの各種手続で故人の個人番号（マイナンバー）の提示を求められる可能性がありますので、しばらくの間はお手元に保管されることをお勧めします。

MEMO



保険

## 国民健康保険に加入している

故人が国民健康保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

## 手続き・持ち物

## 国民健康保険の手続き

## ● 各種証の返納

- 故人の「資格確認書」
- 対象者のみ「高齢受給者証」、「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」

## ● 葬祭費の支給申請

- 喪主名義の通帳
- 葬祭を行ったことを確認できるもの（会葬礼状、葬儀費用の領収書の写し等）

※振込口座が喪主の口座でない場合は委任状が必要になります。

## ● 高額療養費等の申請および振込口座の変更

- 相続人代表者の通帳

## ● 世帯主変更の届出

（故人が世帯主で、同世帯に国民健康保険被保険者がいる場合のみ）

- 世帯全員の資格確認書
- 新世帯主のキャッシュカード（信漁連を除く）

## 受付窓口

保険医療課（別館 1 階）  
☎ 0773-66-1003  
西支所

## 期限

- 各種証の返納 : 速やかに
- 葬祭費の支給申請 : 葬祭を行った日の翌日から 2 年以内
- 高額療養費の申請 : 診療年月の翌月 1 日から 2 年以内

## その他

- ・保険料の変更があった場合は、翌月以降に決定通知書で通知します。
- ・保険料の支払いがある場合は、納期末到来分の期別分のみ納付書を送付します。
- ・納期到来済の期別分は、既に送付されている納付書で納付してください。
- ・保険料の還付がある場合は、後日会計課より、振込通知書を送付します。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



## 市役所での手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



保険

### 後期高齢者医療保険に加入している

故人が後期高齢者医療保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

#### 後期高齢者医療保険の手続き

##### ● 各種証の返納

- 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- 故人の「資格確認書」
- 対象者のみ「特定疾病療養受療証」

##### ● 葬祭費の支給申請

- 喪主名義の通帳
- 葬祭を行ったことを確認できるもの（会葬礼状、葬儀費用の領収書の写し等）

※振込口座が喪主の口座でない場合は委任状が必要になります。

##### ● 高額療養費等の振込口座の変更

- 相続人代表者の通帳

受付窓口

保険医療課（別館 1 階）

☎ 0773-66-1075

西支所

期限

● 葬祭費の支給申請：葬祭を行った日の翌日から 2 年以内

● 書類の送付先設定：亡くなった後速やかに

その他

保険料の支払いがある場合は、納付書を送付しますので、期限までに納付してください。



保険

### 子育て支援医療の受給者である

故人が子育て支援医療の受給者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

#### 子育て支援医療の手続き

##### ● 受給者証の返却

- 子育て支援医療費受給者証

受付窓口

保険医療課（別館 1 階）

☎ 0773-66-1075

西支所

[18 歳以下]

子育て応援課（中総合会館 2 階）

☎ 0773-66-1094

期限

速やかに

その他

未申請の医療費がある場合は、申請を忘れないようにご注意ください。



保険

**福祉医療制度（老人・障害・ひとり親）の受給者である**

故人が福祉医療制度（老人・障害・ひとり親）の受給者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

福祉医療制度（老人・障害・ひとり親）の手続き

## ● 各種受給者証の返却

 各種受給者証

受付窓口

保険医療課（別館 1 階）

☎ 0773-66-1075

西支所

[18 歳以下]

子育て応援課（中総合会館 2 階）

☎ 0773-66-1094

期限

速やかに

その他

未申請の医療費がある場合は、申請を忘れないようにご注意ください。



介護保険

**65 歳以上または介護認定を受けている 40 ~ 64 歳**

故人が65歳以上または介護認定を受けていた40~64歳の場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

介護保険の手続き

## ● 各種証の返納

 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 故人の「被保険者証」 対象者のみ「負担割合証」、「負担限度額認定証」 相続人代表者の通帳 相続人代表者の印鑑（認印）

受付窓口

高齢者支援課（別館 1 階）

☎ 0773-66-1013

西支所

期限

速やかに

その他

・ 故人の介護保険料の徴収方法が普通徴収（納付書払い等）の場合、介護保険料の納付が必要な場合があります。  
・ 在宅福祉サービス（安心生活支援システム、配食サービス等）を利用されている方はお申し出ください。



## 市役所での手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



年金

### 国民年金のみに加入中 または国民年金のみを受給していた

手続き・持ち物

- 死亡一時金・未支給年金・その他手続きに必要な書類の案内

【故人】

- 年金証書、年金支払通知書、年金手帳など
- 死亡診断書など

【請求者】

- マイナンバーカード
- 預金通帳
- 故人との続柄が分かる戸籍など

受付窓口

障害福祉・国民年金課（別館 1 階）

☎ 0773-66-1004

西支所

※年金事務所でも手続可能です

舞鶴年金事務所

☎ 0773-78-1165

期限

速やかに

その他

- ・請求者が故人と別住所の場合、日本年金機構所定の生計同一証明が必要
- ・代理人請求の場合、請求者のマイナンバーカード・年金手帳・年金証書などが必要
- ・厚生年金などの加入歴がある方は年金事務所へお問い合わせください。



税金

### 市府民税・軽自動車税を納めている

故人が市府民税・軽自動車税を納付していた場合、相続人代表者の指定や所有者の変更等をしてください。

手続き・持ち物

- 相続人代表者の指定

- 相続人の本人確認書類

受付窓口

税務課 市民税係（本館 1 階）

☎ 0773-66-1026

西支所

期限

速やかに



税金

## 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有している

故人名義の原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車がある場合、相続人が廃車の手続きまたは名義変更をしてください。

手続き・持ち物

● 廃車の手続き

- ナンバープレート
- 届出人の本人確認書類
- 標識交付証明書（お持ちの方）

● 名義変更手続き（注）

- 届出人の本人確認書類
- 標識交付証明書（お持ちの方）

（注）故人の同居の親族以外の方へ名義変更される場合は、予め税務課市民税係へお問い合わせください。

受付窓口

税務課 市民税係（本館 1 階）  
☎ 0773-66-1026  
西支所

期限

毎年 4 月 1 日現在の車両の所有者または使用者に登録されている方に課税されますので、早めに手続きをしてください。



税金

## 固定資産税を納めている

故人が固定資産税を納付していた場合、相続人代表者の指定をしてください。

手続き・持ち物

● 相続人代表者の指定

- 相続人の本人確認書類

受付窓口

税務課 資産税係（本館 2 階）  
☎ 0773-66-1027  
西支所

期限

速やかに  
※令和 6 年 4 月 1 日から相続登記の申請が義務化されました。  
(P.21 参照)

MEMO



## 市役所での手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



税金

### 市税（市府民税・固定資産税・軽自動車税）を「口座振替」で納めている

市税（市府民税・固定資産税・軽自動車税）を故人の口座から引落（口座振替）されていた場合、口座振替ができなくなることがあります。新たに他の口座から引落を希望されるときは、口座振替の変更を行ってください。

#### 【口座振替取扱金融機関】

京都銀行・福井銀行・京都北都信用金庫・京滋信用組合・近畿労働金庫・  
京都丹の国農業協同組合・京都府信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行

手続き・持ち物

#### 口座振替の変更手続き

##### 【金融機関で手続きする場合】（注1）

- 振替を希望される口座の通帳と届出印
- 納税通知書
- 届出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

##### 【市役所（本庁・西支所）で手続きする場合】（注2）

- 振替を希望される口座のキャッシュカードとカードの暗証番号
- 納税通知書
- 届出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

（注1）舞鶴市以外の店舗で手続きされる場合は口座振替依頼書をお渡ししますので、収納推進課へご連絡ください。

（注2）京滋信用組合と京都府信用漁業協同組合連合会は市役所（本庁・西支所）では手続きできません。

受付窓口

収納推進課（本館1階）  
☎ 0773-66-1025  
西支所

期限

速やかに

MEMO



障害福祉

次のいずれかを所持している 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）

故人が次のいずれかの手帳または受給者証を所持していた場合、返還してください。

手続き・持ち物

● 各種障害者手帳および受給者証の返還

- 故人が所持されていた手帳および受給者証
- 届出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

受付窓口

【18歳以上】  
障害福祉・国民年金課（別館1階）  
☎ 0773-66-1033  
西支所

【18歳以下】  
子育て応援課（中総合会館2階）  
☎ 0773-66-1094

期限

速やかに

その他

- 手当などを受給している場合は、返還時に受付窓口へお申し出ください。
- 障害者手帳の所持に伴い、各種減免（NHK受信料、自動車税など）、割引などを受けている場合は、別途、各窓口へお問い合わせの上、必要な手続きを行ってください。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



こども

## 児童手当の支給対象児童または受給者である

故人が児童手当の支給対象児童または受給者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

### 【故人が支給対象児童の場合】

(支給対象児童が1人)

● 受給事由消滅届の提出

来庁者の本人確認書類

(支給対象児童が複数)

● 額改定届の提出

来庁者の本人確認書類

### 【故人が児童手当受給者の場合】

● 未支払児童手当受給者の場合

未支払分を受給する児童の通帳

来庁者の本人確認書類

● 認定請求書の提出

新たに受給者となる方の振込先口座が分かるもの

新たに受給者となる方のマイナンバーカードまたは医療保険の加入を確認できる書類

新たに受給者となる方の本人確認書類

受付窓口

子育て応援課 (中総合会館2階)

☎ 0773-66-1094

期限

速やかに

MEMO

**こども** **児童扶養手当の支給対象児童または受給資格者である**

故人が児童扶養手当の支給対象児童または受給資格者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

**【故人が支給対象児童の場合】**

(支給対象児童が1人)

● **資格喪失届の提出**

来庁者の本人確認書類

(支給対象児童が複数)

● **額改定届の提出**

来庁者の本人確認書類

**【故人が受給資格者の場合】**

● **受給資格者死亡届・未支払手当請求書の提出**

未支払分を受給する児童の通帳

来庁者の本人確認書類

証書

受付窓口

子育て応援課 (中総合会館2階)

☎ 0773-66-1094

期限

速やかに

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



こども

## 特別児童扶養手当の支給対象児童または受給資格者である

故人が特別児童扶養手当の支給対象児童または受給資格者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

### 【故人が支給対象児童の場合】

(支給対象児童が1人)

● 資格喪失届の提出

来庁者の本人確認書類

(支給対象児童が複数)

● 額改定届の提出

来庁者の本人確認書類

### 【故人が受給資格者の場合】

● 受給資格者死亡届・未支払手当請求書の提出

● 認定請求書の提出

未支払分を受給する児童の通帳

来庁者の本人確認書類

受付窓口

子育て応援課 (中総合会館 2階)

☎ 0773-66-1094

期限

速やかに



こども

## 保育所、認定こども園、幼稚園を利用している

故人が保護者または園児であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

### 【故人が保護者の場合】

● 保護者の変更

● 世帯構成員の変更

● 世帯状況申告書の提出

### 【故人が園児の場合】

● 認定の解除

来庁者の本人確認書類

受付窓口

乳幼児教育推進課 (中総合会館 3階)

☎ 0773-66-1009

期限

速やかに

その他

保育所のうち「認可外保育施設」を利用されている方で、無償化制度の適用を受けている場合は、上記の手続きが必要になります。

**上下水道** **上下水道の使用者である**

上下水道の使用を止める場合、もしくは上下水道の使用者の名義を故人から変更する場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

● **上下水道の中止届**

届出人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※中止届はインターネットによる申請もご利用いただけます。



上下水道届  
インターネット受付

● **上下水道の使用者の名義変更**

届出人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

● **今後の上下水道料金の支払いに関する手続き**

〈座振替をご利用の場合〉

振替を希望される金融機関のキャッシュカード（京滋信用組合、信漁連を除く）

届出人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※手続きにはキャッシュカードの暗証番号が必要となります。

受付窓口

上下水道お客様サービスセンター（別館 2 階）  
☎ 0773-62-1632

期限

速やかに

**市営住宅** **市営住宅に入居している**

故人が市営住宅に入居していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

【故人が契約者で同居の方が新たに契約者となるとき】

● **市営住宅等入居承継承認申請書の提出**

【住宅を退去されるとき】

● **市営住宅等返還届の提出**

【契約者と同居していたとき】

● **市営住宅等に係る異動事項届の提出**

※詳細についてはお問い合わせください。

受付窓口

住宅課（別館 3 階）  
☎ 0773-66-1050

期限

亡くなった日から 30 日以内



## 市役所での手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



森林

### 森林を相続された方

故人が森林の土地を所有していた場合、新たに所有者になられる方の届出をしてください。

手続き・持ち物

- 森林の土地の所有者届出書（様式は HP または窓口）
- 対象の森林の土地の登記事項証明書  
または相続分割協議録など権利を取得したことが分かる書類（写しでも可）
- 対象の森林の土地の位置を示す図面（任意の図面に大まかな位置を記入）

受付窓口

農林課（本館 2 階）  
☎ 0773-66-1030

期限

亡くなった日から 90 日以内



農地

### 農地を相続された方

故人が農地を所有していた場合、相続で新たに所有者になられた方の届出をしてください。詳しくはお問い合わせください。（相続者が決まってからの届け出になります。）

手続き・持ち物

- 農地法第 3 条届出書（様式は HP または窓口）
- 相続者の本籍地入りの住民票
- 外国籍の場合は在留資格、特別永住者証明書など

受付窓口

舞鶴市農業委員会（本館 2 階）  
☎ 0773-66-1023

期限

亡くなった日から 10 ヶ月以内

MEMO

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

## 市役所以外での主な手続き

手続きの種類	主な手続き	☑	問い合わせ先
厚生年金 (国民年金も併せて受給)	遺族年金請求・ 未支給年金請求など	<input type="checkbox"/>	舞鶴年金事務所 舞鶴市南田辺 50-8 ☎ 0773-78-1165
生命保険	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求など	<input type="checkbox"/>	加入している生命保険会社
預貯金口座	口座凍結解除手続き	<input type="checkbox"/>	各金融機関など
株式等	名義変更	<input type="checkbox"/>	各証券会社など
遺言書	検認・開封	<input type="checkbox"/>	京都家庭裁判所 舞鶴支部 舞鶴市字南田辺小字南町 149 ☎ 0773-75-0958 舞鶴公証役場 舞鶴市字北田辺 126-1-1 広小路 SKビル 5階 ☎ 0773-75-6520 京都地方法務局 舞鶴支局 舞鶴市字西 110-5 ☎ 0773-76-0858
固定電話・携帯電話	契約継承・解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社 など
インターネット	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社 など
NHK 受信料	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	フリーダイヤル ☎ 120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003
電気・ガス料金等	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	領収書に記載されている 会社及び営業所
運転免許証	返納	<input type="checkbox"/>	舞鶴警察署 舞鶴市南田辺 9 ☎ 0773-75-0110

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

手続きの種類	主な手続き	☑	問い合わせ先
パスポート	返納	<input type="checkbox"/>	中丹広域振興局旅券窓口 (西駅交流センター2階) 舞鶴市字伊佐津 213-8 (JR西舞鶴駅内) ☎ 0773-77-1995
クレジットカード	解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
ケーブルテレビ	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
不動産登記関係	土地・家屋等相続登記	<input type="checkbox"/>	京都地方法務局 舞鶴支局 舞鶴市字西 110-5 ☎ 0773-76-0858
国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・ 消費税申告	<input type="checkbox"/>	舞鶴税務署(予約制) 舞鶴市字上安久 240 ☎ 0773-75-0801
国債を所有していた方	記名変更・償還金受領	<input type="checkbox"/>	償還金支払場所または証券保険 証書に記載の郵便局
125ccを超えるバイク	名義変更・廃車	<input type="checkbox"/>	近畿運輸局京都運輸支局 京都市伏見区竹田向代町 37 ☎ 050-5540-2061
軽自動車(四輪・三輪)	名義変更・廃車	<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会京都事務所 京都市伏見区竹田向代町 51-12 ☎ 050-3816-1844
普通自動車	名義変更・廃車	<input type="checkbox"/>	近畿運輸局京都運輸支局 京都市伏見区竹田向代町 37 ☎ 050-5540-2061
	税金に関する手続き	<input type="checkbox"/>	自動車税管理事務所 京都市伏見区竹田向代町 51-7 ☎ 075-672-6155

令和6年  
4月1日から

# 不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

## 相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ  
①

### 戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ  
②

### 遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ  
③

### 登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ  
④

### 登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ  
⑤

### 登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

# 法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

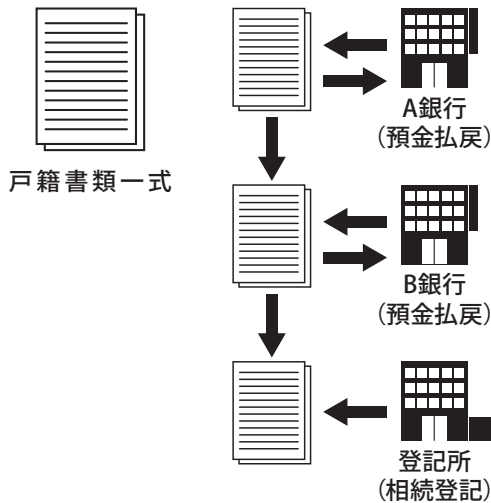
## 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

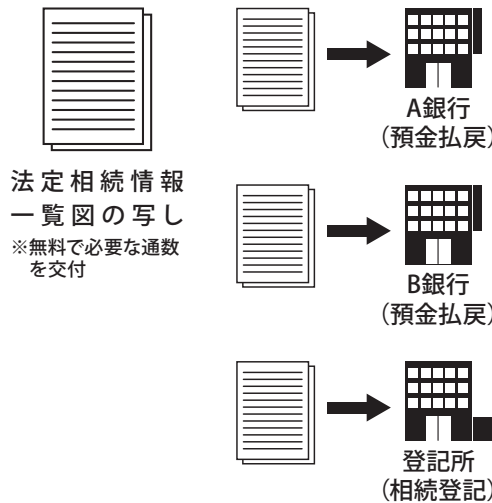
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 委任状

## 委任者

住所 \_\_\_\_\_

(方書・部屋番)

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

## 代理人

住所 \_\_\_\_\_

(方書・部屋番)

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

記

## 委任事項

\_\_\_\_\_の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- 住民異動届(世帯主変更等)の手続き
- 住民票の写し等の交付申請および受領の手続き
- 戸籍証明書の交付申請および受領の権限(本籍地を記入してください)  
[本籍地:舞鶴市 \_\_\_\_\_]
- その他( \_\_\_\_\_ )

(宛先)舞鶴市長

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※委任する項目を☑ください。

※委任者がすべて自筆し押印してください。

※代理人は本人確認書類(マイナンバーや運転免許証など)をご持参ください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

株式会社  
**栄興絆**

# お葬式後の準備は 栄興絆にお任せください！

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



## 全てお任せください！

- |     |      |       |       |
|-----|------|-------|-------|
| 墓石  | 仏壇   | 位牌    | 香典返し  |
| お葬式 | 遺品整理 | 空き家整理 | 仏具・線香 |

一般廃棄物の収集運搬は、自治体の法令等を遵守して行なっております。

## 株式会社 栄興絆

お見積り無料！ お問い合わせなど  
お気軽にご相談ください。

# ☎ 0120-55-7891

舞鶴市字森492番地（白鳥街道沿いジャパン敷地内）

＼お忙しい方のために／

LINEから相談

メッセージにてご相談内容を送信ください  
担当者が対応いたします！

# 相続に不安を感じていらっしゃる方へ まずはお気軽にご相談ください。



故人のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、  
心からご冥福をお祈りいたします。

突然のことで、必要なお手続きなどご不安なことが多いかと思えます。

まず必要となる手続きは？ 相続税はかかるのだろうか？

遺産分割はどうすれば？

お一人で悩まねず、まずはお気軽にご相談ください。

私達は税の専門家として、故人が残された大切な財産の相続が  
理想の結果をお届けできるよう、誠心誠意サポートさせていただきます。

相談  
受付中

円満な  
相続の  
実現

豊富な  
実務経験

## KANSAI税理士法人

# ☎ 0773-76-7111

京都府舞鶴市字伊佐津112番地3  
近畿税理士会  
所長・税理士 本間 憲

〈営業時間〉 9:00～17:00 〈定休日〉 土日、祝日  
FAX. 0773-75-1640 <https://www.kansa-i-tax.jp>

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

便利屋元さん 〈運営〉株式会社協栄商会



# 遺品整理



遺品整理士と経験豊富なスタッフが完全サポート!

**お見積り無料**

お気軽にご相談ください

**生前整理**

ご意向に沿った片付けを致します

**家屋解体**

その他業務も対応可能

※解体については許可を得た企業と提携して行います。

〒624-0945 京都府舞鶴市字喜多393-5

営業時間 8:00~17:00(年中無休) <https://benriya-gensan.com/>

TEL.0773-76-6905

※一般廃棄物の収集運搬は、許可事業者と提携して行っております。



お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ!



## 後悔しないための お墓探しハンドブック

【ハンドブック内容】

- ・お墓の選び方 ・お墓購入の流れ
- ・お墓の種類と費用相場 ・購入者の体験談 など

全20ページ  
フルカラー

お電話もしくはWEBからのお問合せで  
もれなく全員無料でもらえます!

～あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします～



通話料無料  
電話で  
資料請求

**0120-626-213**

いいお墓お客様センター 受付時間:9時~16時(年中無休)



24時間いつでも受付

WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック 検索



※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。 ※一世帯につき1冊までとなります。 ※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。 ※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客情報を入力ください。 お客様のご自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書  
(東証プライム上場 証券コード:6184) が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522  
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階 <https://www.kamakura-net.co.jp/>

# 相続登記のことなら 司法書士郷田事務所へ

不動産の  
名義変更は  
いつまでに？

除籍・原戸籍  
法定相続情報  
一覧図

相続登記が  
義務化？

法務局・銀行等の  
諸手続き

相続登記を  
しないと  
どうなるの？

遺産分割・遺言・  
相続放棄…



ホームページは  
こちらからどうぞ



**初回相談無料**

※要予約・30分内

不動産登記・会社法人登記・その他相談

## 司法書士 郷田事務所

京都府舞鶴市浜町17番地6-1F

郷田事務所

☎0773-77-5108    ✉info@godaoffice.com

受付時間/平日9:00~18:30頃    駐車場あります    京都司法書士会所属 司法書士 郷田知孝



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 不動産に関するお手伝い

買取・仲介

無料査定

スピード対応

## 相続サポート

売却して  
即現金化したい

空き家になるので  
貸家にしたい

建物が  
老朽のため  
解体したい

相続登記・相続税  
士業を紹介して  
ほしい

弊社は、不動産全般業務をしておりますので、  
売買・賃貸・管理・建物解体工事等  
お客様のニーズ沿ったご提案をさせていただきます。



### 有限会社 丸榮住販

〒625-0057 舞鶴市南浜町22番地1

お気軽にお問合せください



## 0120-213-200

✉ info@maruei-ltd.jp

宅地建物取引業 京都府知事免許(8)9491 / 建設業 京都府知事(般-1)第32817号

公式ホームページ



# 相続手続きで お困りではありませんか



何から始めたらいい？

手続きには何が必要なの？

いつまでに手続きしたらいいの？

借金がある場合には？



相続人 / 遺産の調査・書類の収集・預金解約・不動産の名義変更など、相続手続き全般をサポートいたします

初回相談  
無料

秘密厳守

土日祝・夜間  
相談可  
(要予約)

遺言書作成・  
会社設立・  
債務整理も  
相談可

＼些細な疑問・不安もお一人で悩まず、当事務所へご相談ください／

## 司法書士 高山事務所

〒624-0816 京都府舞鶴市伊佐津499

TEL : 0773-77-0921

京都司法書士会(簡易訴訟代理認定番号第912163号) 代表: 高山 広治

相続した不動産の  
手続きがわからず放置…  
これからどうしよう

相続した実家が  
古くなってきた。  
今からでも  
売れるのかな…

空き家の片づけが  
進まなくて、  
売りに売れない…

# 買取・売却も 空き家のお悩み

不動産売買専門店

まるっと♪ お任せください!



「何から手をつければいいかわからない」  
「次の世代に負担をかけたくない」「遠方で管理が難しい」……。  
まずは今の正直な想いをお聞かせいただけませんか。

## 当社の3つのこだわり

### 無料査定

不動産の状態を確認し、  
空き家(解体不要)を  
まるごと買取、  
または売却いたします。

### 片付け相談

家財や大切な  
遺品整理の片づけが  
大変な場合、専門業者を  
ご紹介いたします。

### 不動産 手続き対応

相続登記や建物解体後の  
滅失登記等の手続きは  
専門家とワンストップで  
対応いたします。

## 相続した不動産に関するお悩みをトータルサポートします

納得されるまで何度でもご相談ください。

相談無料

査定無料

秘密厳守

# ハウズドゥ舞鶴 株式会社ウエハラ

〒625-0050 京都府舞鶴市北浜町6-3 京都府知事(3)第13590号

☎0773-66-6611



相続手続き  
をお手伝い  
いたします

# 行政書士 山本昭洋事務所

相続が発生して  
どこに相談すれば  
いいかわからない。

よくあるお悩み



名義変更が必要だけど、  
どこから手を付けて  
いいのか…

相続が発生すると様々な手続きが発生し、同時にお悩みも多く生まれます。  
みなさまのこのようなお悩みに寄り添い、丁寧に対応をいたします。  
お気軽にご相談ください。

## 行政書士山本昭洋事務所でお手伝いできる 相続手続き

相続人や  
相続財産の  
調査

戸籍謄本など  
必要書類の  
収集

遺産分割  
協議書の  
作成

銀行口座の  
凍結解除  
名義変更  
口座解約

遺言書作成の  
サポート

など

みなさまからのお問合せをお待ちしております。できる限りご都合に合わせた対応をいたします。

行政書士山本昭洋事務所

所在地 ▶ 京都府舞鶴市字魚屋214番地8  
アクセス ▶ JR「西舞鶴駅」より徒歩15分

☎ 0773-75-4925

営業時間 平日9:00~17:00  
(土日祝・出張相談対応可)

代表:山本 昭洋 所属:京都府行政書士会

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 「実家…どうしようか？」

遺された不動産のお悩みも、お困りごともすべて



## アーキホームライフに ご相談ください!

### 相続された不動産は今後、

固定資産税の支払い・物件の管理が必要になります。

**→早めのご売却をおすすめいたします。**

- ・遠方に住んでいてやり取りが難しい
- ・家具や荷物、残置物があるが、どうしたら良いの？
- ・遺産分割に関してどうすれば良いかわからない
- ・名義変更、相続税…相続不動産の売却の進め方がわからない

**お気軽に 相談無料**

**アーキホームライフにご相談ください。**

**遠方の方でも売却OK**

住まいが遠方の方の売却希望も承ります!

**荷物処分不要**

残置物があってもOK!

※荷物処分に関しては処分費用がかかる場合がございます。

**スピード現金化**

契約から現金化まで  
最短約1週間!

※物件や条件により1週間以上かかる場合がございます。



**無料相談実施中**

建築確認書や  
権利証、実印が  
どこにあるか  
わからない



隣人と口約束で  
境界線を決めて  
いたそうだが、  
もめないか



不動産に関することなら  
なんでも相談OK!  
税理士・司法書士をはじめ、  
士業との連携で様々な  
お悩みを解決します。

ARCHI homelife **舞鶴店**  
〒624-0906 京都府舞鶴市倉谷1557  
**0120-70-5538**  
(運営元：株式会社ホームライフ不動産)

営業時間  
10:00~18:00(火・水曜定休)  
アーキホームライフの不動産 検索  
買取査定は  
こちら ▶▶  
LINEから簡単  
買取査定 ▶▶

ARCHI HL  
HOME LIFE GROUP  
アーキホームライフ 舞鶴店

宅地取引業免許 国土交通大臣(1)第10919号 建築業許可番号：国土交通大臣許可(般-7)第25913号 (公社)京都府宅地建物取引業協会正会員 (公社)全国宅地建物取引業保証協会正会員 (公社)近畿地区不動産公正取引協議会会員  
※一般廃棄物の収集運搬は、お住まいの自治体の許可事業者にて提携して行っております。

# 樹木葬 永代供養



お子様に負担をかけません

墓じまいの心配不要

宗旨・宗派問いません

生前に申し込みできます

## ご供養方法でお悩みの方

「後継者がいない」「子どもが都会にいる」「納骨方法で迷っている」

近年の生活様式や時代の変化に伴い、このようなお悩みを持つ方が増えてきました。辻石材店ではいろいろな供養のかたちから、お客様に最適な方法をご提案致します。お気軽にご相談ください。

## ご葬儀後の仏事 すべて承っております

お墓の建立  
お墓じまい



仏壇・位牌・仏具



墓誌(霊標)、位牌への  
追加彫刻



すべてお見積もり無料です



墓石・仏壇も多数展示中



選ばれ続けて100余年お墓・仏事のことなら

# 辻石材店

お墓・仏壇・仏具・霊園・墓地・樹木葬・永代供養墓・進物用線香

〒624-0906 京都府舞鶴市字倉谷1499-7(日赤病院前)

0120-1483-27 FAX.0773-77-1483



ホームページもご覧ください



Google MAPにてご確認ください

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

発行：舞鶴市 ☎ (0773) 62-2300 (代)

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地

編集・作成：株式会社鎌倉新書 官民協働事業部

☎ 03-6866-0885

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目14-1

兼松ビルディング3F

